

会議結果

会議名	第7回西尾市補助金等検討委員会
日時	平成31年1月21日(月) 午後1時30分～午後3時10分
場所	西尾市役所 4階 41会議室
出席者	委員…横山会長、久世副会長、三浦委員、清水委員、榊原委員 事務局(企画政策課)…齋藤課長、松原課長補佐、鈴木主任主査、三浦 都市計画課…加藤課長補佐 土木課…深谷主任主査
<p>松原課長補佐が会議を進行。 会議の概要は次のとおり。</p> <p>1 会長あいさつ(横山会長) 土日でセンター試験があった。センター試験に対しては色々なところからの声で過剰と思われるところがある。</p> <p>2 補助金の評価 (1) 補助金 No. 137, 156, 157, 164(1), 164(2)の確定について 松原課長補佐から説明。 前々回評価した5つの補助金評価を確定とした。 (2) 補助金 No. 6, 3, 4, 5, 9, 10, 11の検討結果について 松原課長補佐から説明。 前回会議で協議した7つの補助金シートの案を事務局で作成したため報告。修正等の意見があれば次回までに事務局へ連絡をしてもらう。 (3) 補助金 No. 128, 88(1), 88(2), 88(3), 88(4), 89(1), 89(2), 89(3), 89(4)の検討結果について</p> <ul style="list-style-type: none">●No. 128 西尾国森土地区画整理事業補助金(都市計画課)<ul style="list-style-type: none">・主な委員からの意見等 区画整理の公益性は高いと思う。 区画整理の実施は町のあり方を決めることになるので、慎重かつ大胆に実施してほしい。 補助がなくても地権者は区画整理を行いたいのではないかと。 区画整理は税収の増加が見込める。●No. 88(1) 矢作川南部土地改良区助成金(土木課)●No. 88(2) 吉良土地改良区助成金(土木課)●No. 88(3) 高橋用水土地改良区助成金(土木課)●No. 88(4) 幡豆土地改良区助成金(土木課)<ul style="list-style-type: none">・主な委員からの意見等 事務費が補助されるため、本来であれば解散できる団体があるのではないかと感じた。 農業用水路は農地がなくても地域の雨水排水のためにも必要な水路である。 土地改良区への事務費の補助は見直しを検討していただきたい。 他市と比較しても西尾市の土地改良区への補助は手厚くなっている。	

他市との補助率の違いを調べてもらえたらと思う。

●No. 89(3) 県営土地改良事業の分担金への補助（矢作川南部）（土木課）

●No. 89(4) 単独土地改良事業等への補助（矢作川南部、吉良、高橋用水、幡豆、明治用水土地改良区）（土木課）

・主な委員からの意見等

国や県のガイドラインがあるから補助率が固定ということもないと考えるので、合理的・客観的な負担割合を説明できるようにしていただきたい。

他市との補助率の違いを調べてもらえたらと思う。

国や県の分担金は補助率が決まっているとのことだが、市と地元の負担については、事務費補助から事業費補助に移行するなどを検討していただきたい。

●No. 89(1) 県営、団体営土地改良事業補助金（水源かん養林事業）（土木課）

・主な委員からの意見等

受益市町が協議し実施しているため、補助することは仕方ないのではないかと。

受益面積等の見直しをしっかりと行ってほしい。

補助金の交付根拠が覚書というのはいかがなものかと思う。

要綱等で負担割合を明記すればよいのではないかと。

農業用水路は農地がなくても地域の雨水排水のためにも必要な水路である。

●No. 89(2) 県営、団体営土地改良事業補助金（債務負担分）（土木課）

・主な委員からの意見等

過去に行った事業の債務負担分であり、補助は仕方ないのではないかと。

債務負担の当初計画のとおり適正に執行していただきたい。

農業用水路は農地がなくても地域の雨水排水のためにも必要な水路である。

3 その他

鈴木主任主査から説明

・次回の予定を説明。

以上、15時10分終了